



平成 27 年 1 月 26 日

新城市長 穂積亮次様

自治基本条例に基づく住民投票請求取り下げについて

新庁舎見直しの住民投票を求める会代表

氏名: 前崎 みち子



平成 26 年 12 月 9 日付で請求した自治基本条例に基づく住民投票請求を取り下げます。理由は以下の 4 点です。今後は地方自治法による住民投票に切り替えていくことをお伝えします。

1) 市政初めての住民投票について自治振興課・行政課の担当と住民投票を求める会で打ち合わせを重ね、担当課の示したタイムフローを検討した後、住民投票の実現に向けて 12 月 9 日に住民投票請求書を提出しました。当初 30 日ほどで市民自治会議と議会の意見を求める手続きは終わる予定となっていました。市民自治会議の意見はまとまらず、答申がいつになるか不明でした。議会の意見を求めることについても具体的な規定はなく、臨時議会を開き議決するのか、全員協議会で議員の意見をまとめるのか議会の対応は決まっていなかったことでした。市民自治会議の答申と議会の意見を受けて、住民投票の可否の市長判断がなされることになるのですが、これもいつになるか明確ではありません。時はどんどん過ぎていきます。今後のタイムスケジュールで行くと 2 月から実施設計に入るとのことなので、住民投票に値すると判断されたとしても、住民投票実施時期は 9 月以降になり、実施設計に住民投票結果を反映できなくなる可能性があること。

2) いつ市民自治会議の答申が出されるか不明な中で、私どもとしては地方自治法による住民投票に切り替えることについて、1 月 19 日～25 日の 1 週間市内 10 か所で説明会を開催し、市民の皆さんに提案し話し合ってきました。その結果自治基本条例による住民投票を断念し、地方自治法による住民投票条例制定請求に切り替える方向で市民の皆さんの理解が得られたこと。

3) 市民自治会議の答申は鈴木会長はじめ委員の皆さんの真剣な論議とご努力により 1 月 23 日に出されました。本当にご苦労様でした。結果は住民投票の可否について意見はまとまらず、複数論併記での答申となりました。議会と市長に判断をゆだねるということだと思えます。非公開であったので委員間の詳細な審議の経緯は不明ですが、鈴木会長によれば、委員の皆さんは熱心に論議さ